

(5) 土木学会の規範に関する規程

平成21年9月11日	制定
平成23年11月18日	一部改正
平成29年1月20日	〃

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）細則（以下「細則」という。）第46条第2項の規定に基づき、倫理・社会規範に係る行動原理として必要な事項を定め、もって会員をはじめ土木技術者に「土木技術者の倫理規定」（以下「倫理規定」という。）の趣旨に沿った行動の実践を促すとともに、倫理・社会規範に反する行為の防止・抑止に資することを目的とする。

(規程類の遵守)

第2条 会員は、学会活動にあたり、社会規範をはじめ、倫理規定、定款、細則その他学会の規程類の趣旨を十分に理解し、これらに従った行動をしなければならない。

(禁止行為)

第3条 会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学会の信用若しくは名誉を傷つける又は学会の目的に反すること。
- (2) 学会活動において、学会の非公開情報や個人情報の漏洩などの法令違反行為を行うこと。
- (3) 学会活動上の必要がある場合を除き、みだりに学会の名称又は学会における自己の職名を使用すること。
- (4) 学会の秩序若しくは規律を乱し又は学会の活動を妨害すること。
- (5) 学会活動において、倫理・社会規範に反する行為を行うこと。

(倫理・社会規範に関わる申し立て)

第4条 会員は、倫理・社会規範に関わる次の各号に示す事柄について、細則第46条第2項に規定する「倫理・社会規範委員会」（以下「委員会」という。）に申し立て、然るべき対応を求めることができる。

- (1) 土木に係る政策、事業等に関して、社会の発展の観点から、学会として学会内外に、公正で、科学的根拠に裏付けられた学術的見地に基づいて見解表明をすべきと考えられる事柄
- (2) 学会内又は土木に係る学会外の事象において、技術者が不当な扱いを受けた場合など、当該技術者への支援が必要と考えられる事柄
- (3) 前条に規定する行為を行った会員の処置が必要と考えられる事柄

2 委員会は、前項各号の事柄について、自ら発議することができる。

(対応)

第5条 委員会は、前条の申し立て又は発議に対し、次の各号に示す対応の要否を審査する。

- (1) 前条第1号の事柄に対する学会内外への見解表明
- (2) 前条第2号の事柄に対する会員の支援
- (3) 前条第3号の事柄に対する会員の処置

(見解表明)

第6条 委員会は、前条第1号の対応が必要と判定した場合、学会としての見解を作成し又は学会の適当な委員会に学会として見解の作成を求め、理事会決議を経て、学会内外に表明する。

2 前項の見解表明は、原則として会長が行う。

(支援)

第7条 委員会は、第5条第2号に規定する支援が必要と判定した場合、支援の内容を検討し、理事会決議を得て実施する。

2 理事会は、前項の支援を委員会以外の機関又は者が実施する必要があると判定した場合、当該機

関又は者に支援を実施させる。

(処置)

第8条 委員会は、第5条第3号に規定する処置が必要と判定した場合、次の各号のうち適用すべき処置を検討し、適用する処置の種類及び事由その他必要事項を対象の会員に通知する。

- (1) 除名 定款第9条に規定する除名をいう。
- (2) 特典停止 一定期間、学会運営規程第4条に規定する会員の特典の全部又は一部を停止する。
- (3) 嚴重注意 嚴重に注意し、戒める。

2 前項の通知を受けた会員は、15日以内に委員会に異議を申し立てることができる。

3 委員会は、前項の異議申し立てがあった場合、処置の適用について再審議を行う。

4 第2項の異議申し立てがないとき又は前項の再審議が終結したとき、委員会は、処置の適用について理事会に諮り、理事会がこれを決定する。

5 前項の規定により除名が相当と決定した場合、定款第9条の規定により総会の決議を得るものとする。

6 前2項の規定により決定した処置については、会長が行う。

(損害賠償)

第9条 学会は、会員が故意又は重大な過失により学会に損害を及ぼしたときは、前条の規定による処置のほか、情状により損害の全部又は一部を賠償させることができる。

2 前項の規定の適用については、理事会が決定する。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則 (平成21年9月11日 理事会議決) この規程は、平成21年9月11日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

附則 (平成29年1月20日 理事会議決) この変更規程は、平成29年1月20日から施行する。